

財政基盤安定化計画(案)に寄せられた意見と市の考え方について(パブリックコメントの結果)

- ・意見提出期間 : 平成27年12月15日 ~ 平成28年1月13日 (30日間)
- ・意見提出人数 : 1人
- ・提出意見件数(項目) : 1件(3項目)
- ・提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 : 次のとおり

項目No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・整理要約 有・無) 1. 計画策定の趣旨について どのような市長が就任しても、財政健全化の取組を遵守する基本ルールを要領化して、大型公共投資・社会保障充実等のみを公約とした市長が当選した時でも、財政悪化を起こさない仕組みを作る。	財政健全化の取組を遵守する基本ルールについては、市民自治基本条例において、財政運営に関する計画を定めることにより財政の健全な運営に努めなければならないことが、まちづくりの基本原則として定められております。 ご意見の趣旨については、市民自治基本条例の定めと同趣旨と思われるので、新たなルールは作成せず同条例に基づき、本計画案の取組によって財政基盤を強化するように努めていきたいと考えております。	B
2	1	(原文・整理要約 有・無) 5. 計画の取組 (1)財政指標による管理 指標の管理幅を決めて実績値を示すだけでなく、管理要領を明確にするべき。 管理要領では、管理責任者等の管理体制、目標ゾーンを分かりやすくするための上下の色分け、健全傾向時等の対応や目標ゾーンを維持するための管理方法、数値の上限値を遵守値とするのかどうかを明確にする必要がある。	ご意見でいただいた「管理要領」については、本計画案が要領と同じ趣旨になるものと考えています。 計画案では、「(1)財政指標による管理」の各指標の値については決算後に明らかになるものですが、市長が予算編成や予算執行のなかで数値が目標ゾーンを維持できるように、「(2)基金の拡充」や「(3)地方債事業の影響管理」で定める取組で、財政の健全性確保と基盤の強化に努めていくこととしております。	B
			ご意見でいただいた「目標ゾーンの上下の色分け」については、分かりやすい表示となるように計画案を修正します。	A

項目No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
3	1	(原文・整理要約 有・無) 5. 計画の取組 (2)基金の拡充 目標を定量的に設定することが必要。 公共施設整備基金・減債基金について、積増しだけでは曖昧で、定量的目標にならない。目標金額を数値で提示するほうが良い。	公共施設整備基金は施設の整備に要する経費の財源、減債基金は市債の償還に必要な財源という目的でそれぞれ設置しております。これらの基金は財産収入や決算剰余などの臨時収入で積増しを予定する一方で、毎年の予算編成の財政状況により取り崩して活用することも想定しております。 また、本市の予算編成は、例年、経常収支だけで政策事業予算を確保できず、不足分は基金等の臨時収入で補っていることから、予算編成時に基金を積増しするための予算計上は難しい状況です。 このようなことから、基金の積増しについては定量的な目標として掲げておりませんが、ご意見の趣旨を参考に、本計画の毎年の見直し(ローリング)時において、直近の決算時点での基金残高をお示しすることで取組目標の結果を公表したいと考えております。	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。

「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき(個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等)や、その他正当な理由があるとき(提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等)は、その部分について除くことができます。